

令和5年度第2回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和5年(2023年)9月19日(火)

13時30分～15時00分

場所：環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室

出席委員：

13名中11名出席

会場出席：石田龍一委員、内海委員、平松委員、前畑委員、元山委員、家森委員

WEB出席：荒木委員、岸本委員、関根委員（代理 岡島様）、田中委員、畑田委員

欠席：石川委員、石田裕子委員

議 題：滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について

配布資料

- ・次第
- ・委員名簿・配席表
- ・資料1-1、1-2、巻末資料1、2、参考資料1、2

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和5年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は13名中11名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部次長が挨拶を行い、その後部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題：滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について

<事務局から滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

群れの悪質度という表現は環境省においても同様か。計画に記載する表現としてはやや中立性を欠いているように感じる。

事務局：

環境省においても悪質性が高いという表現はされているが、悪質度という表現ではなか

ったと記憶している。

委員：

計画策定の背景に「野生生物の価値は、環境基本法において認められ」との記載があるが、環境基本法に野生生物の価値についての記載はないのではないかと。以前の計画でも同様の記載をしていたか。

事務局：

ご指摘の点は現行の計画と同様の表現としており、それ以前の計画においても同様の表現である。

委員：

「認められる」という表現があいまいに感じる。「明記」や「明示」といった記載が適当ではないか。野生生物の価値の保全というのもよくわからないので、表現を検討いただきたい。

委員：

ユニットの考え方は第4次計画でも明記がされていたが、今回の計画で一層進めていくという説明であった。説明にもあったように、群れごとの資質や性質、地域性などに違いがあり、様々な群れがいる塊をどう捉えるかについては、ユニットという形の方が保全にしても、課題に対する対策についても、人間の方の環境との関わりの上でも有効であり、近隣の市町が一緒になり取り組むという考え方が非常によいと感じた。その分け方も従来の様々な連携の枠を踏まえて工夫されていると感じたので、対策がより有効にされることを願う。

事務局：

現行計画でもユニットに関する記載があったが、様々な市町が関係する中で実効性が乏しかった。そのため、今回からユニット会議という対応の場を持って、関係市町と情報の共有化等を図りながら計画を進めていきたいと考えている。

委員：

私の若い頃は一部の地域を除きあまりサルは見られなかったが、徐々に数が増えて里へ出るようになってきた。その理由の一つは、山の中のカキの木が減少し、里のおいしい食べ物の味を覚えたためであると考えている。防除対策として誘引物の除去が掲げられているが、カキの木を切ってしまうと家に吊るしてある玉ねぎを食べにくる。カキの木を残しておけばそこで止めることができるので、私はこの対策は疑問に感じている。

30年程前の話だが、サルが出るので山の中にカキの木を植えた。そうするとサルに限らず様々な動物がそこへ集まってくる。サルでもクマでもドングリが成ったからといって里に出てこないわけではない。他の食べ物を求めて里までやってくる。住民に対し、誘引の作物を作るな、というのは無理である。被害金額が減少したという説明があったが、みんな諦めて作物を作らなくなった影響である。

捕獲に関しては、被害の連絡を受けて捕獲に行っても家の近くでは銃を発砲できない。檻であれば数頭はすぐに捕獲できるが、それからは学習して全く入らず、しまいにえさだけ獲って逃げてしまう。

ハンターも高齢化してきており、数年経てば相当少なくなる。狩猟税などの関係もあり若い人には負担である。狩猟免許を取得しても実際に猟に参加できない実態がある。

昔と比較し山の環境も大分変わっている。手入れがされないのでカキの木もかなり減っている。

委員：

森林の保全・整備に関して、「手入れのされていない人工林の 20%以上の間伐を実施する」と記載があるが、総体面積に対して 20%ということか、間伐対象面積の材積に対して 20%ということか、どちらか。

事務局：

間伐対象の本数率として 20%以上という考え方である。

委員：

我々は国有林を管理しており、上限が 35%ということで行っているが、その 35%をやったとしても、なかなか広葉樹の侵入というのは難しい。環境林で上限 40%まで行えば、伐採方法によっては広葉樹の侵入が期待できる可能性がある。例えば群状であったりとか、帯状であったり、広葉樹にするところは皆伐状態にしてしまう。このような方法を環境林であれば入れてもいいのではないかと考えており、これは林業サイドの話かもしれないが、環境林整備の伐採方法の中で推進すべき方法というようなところで、専門的な意見を聞いた上で、針広混交林化というのもできるのではないかと思う。

それともう 1 点、この計画に対する意見ではないが、昨年、山口県においてハナレザル 2 頭が 66 件の人的被害を起こしたという事例があった。捕獲にもかなり苦勞されたというのが、報道等で私も確認した。街中に現れたハナレザルについては、銃器でも駆除が難しいと思うので、早めの対応を取れるような方策を検討いただきたい。

事務局：

ハナレザルの関係は素案の 30 ページに記載している。ハナレザルについてはその場に定着する形ではなく、元々の群れから離れて他の群れに移動するが、その移動の最中に市街地等に出没してそのような被害を及ぼしてしまう状況がある。そのため、一定期間すれば移動するということが前提になるため、無理な捕獲を行う必要はないものと考えている。しかし、先ほどの事案のような、人的被害がある場合に、例えば住居集合地域のようなところで、必ずしも麻酔銃等が使えないかという、状況を整理した上で、警察にも協議をした上で使用が可能となるような状況もある。そのような場合には県、市町、警察で相談しながら、対処していくこととなると考えている。

委員：

ユニット管理については効率的でいいと思うが、分布図でもわかるように一部の群れは2つのユニットに跨っており、今は1つのユニットにいても移動によって他のユニットに行動域を広げることも考えられると思う。その際のユニット間の情報共有や被害程度の統合などについてはどのように考えているか。

事務局：

委員ご指摘のとおりユニット間を跨ぐ群れが一定数存在する。まずはユニット単位で保全すべき群れ、取るべき群れというのを整理していくが、そこでユニット境界の群れについては、当然ユニット会議には県も入っていくことになるため、県の方から市町への情報共有を行い、それは取るべきか、保全すべきかという点を整理し、最終的にはユニットとしての方向性を進めていきたいと考えているところ。

委員：

サルに関して、獣害対策と保全という難しい対策に尽力されていると思うが、遺伝的側面について2点伺う。

加害群だけでなく、その周囲にある群れに対しても管理をしていくという説明であったが、全体捕獲してその周囲の群れも捕獲するということになるのと、単純に考えてその地域個体群としては遺伝的多様性が減少すると考えられる。そこに対して保全という側面からはどのような対策を考えておられるのか。

もう1点は滋賀県には2系統の個体群があるという説明であったが、こちらについてはどのような対策を考えているか。

事務局：

遺伝学的な情報については巻末資料2で記載をしており、現行の第4次計画の計画本文中に記載があったものの、最新の知見があまりない状況というところで、巻末資料に掲載している。

滋賀県の群れについては、一部は紀伊半島由来のものと、もう一方は京都以西由来のものとされている。遺伝的な保全の観点での検討であるが、専門家による有識者検討会の中でも情報をいただいております。滋賀県の場合はかなり群れが多く連続性がある状況であるため、ユニット管理をしていくことで連続性が一定担保されるだろうとのご意見であった。

また全国的な遺伝学の情報についても大きく東日本、西日本という形でわかれており、最近の研究によると、滋賀県のサルに関しては、ある程度捕獲がされたとしても全国的な遺伝的な情報に関しての影響は少ないだろうという情報を得ている。

委員：

結論としては、管理に当たりそこまで気にしないということか。

事務局：

群れの連続性には当然留意していくので、そこである程度担保がされていくだろうと考

えている。

委員：

多様性の点だけではなく、遺伝的に分化している群れについて、積極的に交流を行わせたいということも大事なのではないかと感じた。

委員：

形式的な部分であるが、素案 30 ページの図に番号が入っていないため記載してはいいか。

事務局：

指摘の図を掲載した経緯としては、環境林や循環林という用語がなかなかイメージできないとのことで、専門家検討会の中で意見をいただき、コラムのような形で記載を検討してはどうかとご意見をいただいた。そのため、県が作成している森林づくり計画から一部抜粋をした形であり、図の番号を付していない状況である。ご意見あったように付番することも検討したい。

委員：

ユニットというのは管理の方向性を決めるということであるが、意見を聴いて最終決定は県が行うことでよいのか。事務局は自然環境保全課が担うのか。素案に記載の実施体制の図を確認したが、どこが事務局になるのかわかりづらい印象である。

事務局：

ユニット会議は県が事務局となり、開催も県がまず主導的に行う流れを考えている。

委員：

サルの被害というと、どうしても農作物被害の被害金額ということになるが、調査では被害金額は 1,500 万円となっており、この程度かと感じている。しかし、ここには家庭菜園はカウントがされていない。自宅周辺の全部の家が家庭菜園を柵で囲っているが、1軒あたり 5 万円をかけて設置していることから、滋賀県下全体では億単位の柵代がかかっていることになる。それは何のためかという、家庭菜園という楽しみを守ることが目的である。

以前はサルの出没は一部の地域であったが、今や滋賀県下全般に出没することになり、地域の声としても、やはり生活環境被害が深刻であると聞いている。しかし県の説明では農作物の被害の話が中心になってしまっている。鳥獣被害による要因以外も含めてであるが、若い世代がそこに住み続けようと思わなくなっている状況である。計画に記載はされているが、やはり生活環境被害についてはしっかり記載していただいた方がよい。

また、繁殖頻度が増えているという話を以前聞いた。その辺りの調査結果はあるか。

事務局：

委員がおっしゃられるとおり、野生のサルですと 2、3 年に 1 回、子供を産むというのが

通常であるが、人間の生活に執着して栄養価の高いものを食べるようになると、毎年出産したり、繁殖までの年数が短くなったり、という情報がある。

委員：

生活環境被害を金額として出すのは大変である。

事務局：

農家の方が減少している状況もある中で、農作物被害だけの評価では不十分であり、生活環境被害をしっかりと統計的に把握していくことが必要であると感じている。この辺りは集落の方へのアンケート等により、定性的なものにはなってしまうが情報収集を進めたいと考えている。

部会長：

ご意見は以上でよろしいか。

この案件は今後もう一度部会に諮るということでよろしいか。

事務局：

11月末頃に、先日審議いただいた次期生物多様性しが戦略とあわせて予定している。

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

これにて、令和5年度第2回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。